

政府調達に関する協定適用対象契約及び
基準額等一覧表（令和４、５年度）

１．適用対象契約及び基準額

区 分	協定上の適用基準額	財務大臣の定める額
物品等（購入・借入）	１０万ＳＤＲ	１，５００万円
その他のサービス（清掃等の役務）	１０万ＳＤＲ	１，５００万円
建設工事	４５０万ＳＤＲ	６億８，０００万円
建築のためのサービス等	４５万ＳＤＲ	６，８００万円

（注）財務大臣の定める額（２ヵ年度ごとに改訂）は、財務省告示第２１号（令和４年１月２４日）による。（政府調達手続に関する運用指針等について（平成２６年３月３１日関係省庁申合せ）により、１０万ＳＤＲ以上の改正協定の対象となる調達契約を適用対象とする。）

２．総合評価落札方式適用対象契約及び基準額（個別分野別）

区 分		対象となる調達	邦貨換算額
スーパーコンピューター		全調達	
コンピューター製品及びサービス		８０万ＳＤＲ超	１億２，０００万円
電気通信機器 及びサービス	①改造された製品若しくはサービス 又は特別に開発された製品若しくは サービスの調達	全調達	
	②既製品又はサービス（単価５００Ｓ ＤＲ以下の既製品又はサービスを大 量購入する場合を除く。）	３８．５万ＳＤＲ超	５，８００万円
	③既存の供給品又は設備との接続性 の要件により既に確定した仕様を繰 り返し使用する必要があり、かかる仕 様を繰り返し使用した調達		
医療技術製品 及びサービス	①改造された製品若しくはサービス 又は特別に開発された製品若しくは サービスの調達	全調達	
	②既製品又はサービス（単価５００Ｓ ＤＲ以下の既製品又はサービスを大 量購入する場合を除く。）	３８．５万ＳＤＲ超	５，８００万円

（注）スーパーコンピューターとは、適用基準値である５０ＴＦＬＯＰＳ以上の理論
的最高性能を有するもの。

（注）政府調達に関する協定 第一条 適用範囲 １の附属書１ 付表３において国立大学
法人は、協定の対象機関となっている。